

# 令和4年度 私立幼稚園等に通う児童に対する補助金について ～従来型幼稚園～



羽村市では、私立幼稚園等を利用する園児の保護者の皆様に各種申請書、請求書等をご提出いただくことにより、幼児教育・保育の無償化の補助金等を交付しております。

## 1 対象者

羽村市に在住し、私立幼稚園等に通園している満3歳以上の園児

対象園児	生年月日	西暦
満3歳児	平成31年4月2日以降に生まれ、満3歳に達した幼児	2019/4/2～
3歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日	2018/4/2～2019/4/1
4歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日	2017/4/2～2018/4/1
5歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日	2016/4/2～2017/4/1

## 2 補助金等の種類

種 類	対象の費用	給付内容	給付方法	給付手続	給付時期
利用料（保育料） の無償化	利用料 入園料（初年度 のみ）	月額上限 25,700 円	園が保護者に 代わって受領 （保護者が利 用料を負担す る必要なし）	給付手続は不要	毎月 10 日頃 園に給付
利用者負担軽減 補助金（東京都）	利用料 学納金	月額 1,800 円 （基本額） （利用料と合わせ て毎月園に支払）	※左記世帯該 当者は、市が 保護者に支払	※「羽村市私立幼 稚園等園児利用者 負担軽減補助金交 付申請書」と「羽 村市私立幼稚園等 園児利用者負担軽 減補助金請求書」 を、園へ提出	年 2 回交付 ●4～8 月分 9 月下旬交付 ●9～3 月分 4 月下旬交付
		※低所得者・ 多子世帯は補 助金額が異な ります（※次 ページ参照）			
利用者負担軽減 補助金（羽村市）	利用料 学納金等 （全園児が一律 で負担するもの に限る）	月額上限 3,000 円	市が保護者に 支払		
預かり保育利用料 ※（保育の必要性 があり、認定を受 けた方のみ）	教育時間の前後 に預かり保育を 利用した場合の 利用料 （保育の必要性 の認定を受けた 期間分のみ）	1 日あたり 450 円 月額 11,300 円 （上限額）	償還払い 保護者は園に利 用料（保育料） を支払い、後日 市が保護者に支 払	「羽村市施設等利 用者請求書（償還 払い用）」を園へ 提出	

※給付時期については状況により前後することがありますのでご了承ください。

※副食費（給食費のうちおかず代）について、年収 360 万円未満相当世帯（市民税所得割額が 77,100 円以下の世帯）と多子世帯（小学校 3 年生までを数に含めて第 3 子以降の子ども）を対象に、「副食費に係る補足給付事業費（月額上限 4,500 円）」を交付します。（交付対象となる世帯には、別途申請、請求書類を送付します。）

### 3 利用者負担軽減費補助金限度額表

区分	所得の基準		補助単価（月額）		
			第1子 1人在籍の場合及び同一世帯から2人以上在籍している場合の最年長の幼児	第2子 以下(注)の何れかに該当する幼児(第2子)	第3子以降 以下(注)の何れかに該当する幼児(第3子以降)
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯 区分2のうちひとり親世帯等	合計	9,200円		
		内訳	都6,200円+市3,000円		
2	市民税所得割非課税世帯 区分3のうちひとり親世帯等	合計	6,200円	9,200円	
		内訳	都3,200円+市3,000円	都6,200円+市3,000円	
3	市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯(区分1及び区分2に該当する世帯を除く。)	合計	4,800円	9,200円	
		内訳	都1,800円+市3,000円	都6,200円+市3,000円	
4	市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	合計	4,800円	8,600円	
		内訳	都1,800円+市3,000円	都5,600円+市3,000円	
5	市民税の所得割課税の額が256,300円以下の世帯	合計	4,800円	8,000円	
		内訳	都1,800円+市3,000円	都5,000円+市3,000円	
6	上記区分以外の世帯	合計	4,800円		
		内訳	都1,800円+市3,000円		

- (注) ア 幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、保育所（東京都認証保育所を含む。）、認定こども園、特別支援学校幼稚部に在籍する兄・姉を有する幼児  
 イ 小学校1～3年生の兄・姉を有する幼児（小学校就学前子どもについては、施設等利用給付認定子ども及び教育・保育給付1号認定こどもに限る。）  
 ウ 児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄・姉を有する幼児  
 エ 特例保育を受ける就学前児童の兄・姉を有する幼児  
 オ 家庭的保育事業等による保育を受ける就学前児童の兄・姉を有する幼児  
 カ 次のいずれかに該当する場合は、ア～オの規定にかかわらず、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉等を有する幼児  
 (ア) 区分1から3までに該当する世帯（支援法第28条第1項第3号の定めにより特例施設型給付費の支給を受ける者の属する世帯についてはひとり親世帯等に限る。）  
 (イ) 支援法第28条第1項第3号の定めにより特例施設型給付費の支給を受ける者の属する世帯(ひとり親世帯等を除く。)のうち、区市町村民税の所得割課税の額が57,699円以下の世帯

## 4 提出書類

下記書類を羽村市役所子育て支援課保育・幼稚園係に提出してください。

提出書類	提出部数
①羽村市私立幼稚園等園児利用者負担軽減補助金交付申請書	1部
②羽村市私立幼稚園等園児利用者負担軽減補助金請求書	2部 (年2回交付分)
③羽村市施設等利用費請求書(償還払い用) ※保育の必要性があり、認定を受けた方(2号認定)のみ	2部 (年2回交付分)

## 5 その他

- 申請書及び請求書に記入の際は、記入例を参考にしてください。
- 年度途中で羽村市外へ転出し、引き続き私立幼稚園等に通園する場合は、転出先の区市町村に改めて補助金の申請をしてください。詳しくは、転出先区市町村の幼稚園担当課にお問い合わせください。
- 令和2年、令和3年中に海外での収入や米軍基地内等での収入がある場合は、当該年1月～12月分の所得の証明書類が必要となります。
- 世帯の階層区分に係る市民税所得割額課税額算定については、幼児と同一世帯に属して生計を一にしている父母もしくはそれ以外の扶養義務者(家計の主事者である場合に限る)の所得に応じて決定いたします。
- 市民税所得割課税額は【住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除】の適用前の額となります。
- 申請時の内容に変更(転居、転出、同居人の変更、結婚、離婚など)が生じた場合は、下記問合せ先までご連絡ください。補助金の額が変更になることがあります。



### 問い合わせ先

羽村市子ども家庭部 子育て支援課 保育・幼稚園係  
東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1  
電話 042-555-1111 (内線 232~234)